

施設別減損の兆候を判断する指標一覧の閲覧にあたって

- この減損の兆候を判断する指標一覧は、次の構成で作成しています。

(1) 各部局別一覧 — 分類別【行政財産】 — ※財産種類別 — 施設別
 \ 分類別【普通財産】 — 施設別

【行政財産】 公有財産のうち府において公用又は公共用に供し、又は供することと決定したものをいう。

【普通財産】 行政財産以外の一切の公有財産をいう。

※財産種類別 ①土地・建物・工作物 ②動産 ③無体財産権 ④リース資産
 ⑤ソフトウェア ⑥重要物品

- 一覧で使用されている項目については以下のとおりです。

(1) 基本情報

区 分

【行政財産】

施設（主に府民が利用する施設）・・・学校、府営住宅など

庁舎（主に職員が業務のために利用する施設）・・・大阪府庁庁舎、保健所など

インフラ（社会生活の基盤となる資産）・・・道路、港湾など

【普通財産】・・・元施設、河岸地等、廃川堤敷、廃道敷、その他

所管課名…財産を所管している課名

索引番号…財産毎に付けられている固有の番号

施設名称…大阪府公有財産台帳に登録されている名称

財産名称…大阪府公有財産台帳に登録されている名称

※重要物品の「物品番号」、「品種名」、「品目名」、「品名」、「商品名」、「規格」は、
物品調達システムに登録されている名称

(2) 減損の兆候を判断する指標

指標の考え方

【行政財産】・・・「当該資産が使用されている業務の実績」を測るために必要となる指標
減損処理取扱要領に基づき当該資産を所管する所属において設定

【普通財産】・・・当該資産の時価と帳簿価額とを比較（注）

注）「時価」とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいう。

ただし、当該算出が困難な場合には、公有財産台帳上で把握している現在価額とすることが出来るものとする。

指標…R04年度の数値（行政財産についてはR5年3月31日現在、普通財産については
R4年4月1日現在）

数値…指標の「分子／分母」を表示

※数値が「0.50以下」であれば、「減損の兆候」となる。青色（塗りつぶし）で表示

(3) 当該資産の使用可能性の著しい低下…【行政財産】のみ

当該資産の使用可能性を著しく低下（計画の50%以下）させる変化があった場合「○」と表示。減損処理取扱要領第4条第2項第1号のイに該当。

例) 当該資産が使用されている業務を廃止又は再編成する場合等

(4) 当該資産の業務運営環境の著しい悪化…【行政財産】のみ

当該資産の業務運営環境が著しく悪化（計画の50%以下）した場合「○」と表示。減損処理取扱要領第4条第2項第1号のウに該当。

例) 技術革新による著しい陳腐化が見込まれる場合等

(5) 備考

主に当該資産の使用可能性を著しく低下させた変化等の内容を記載

その他、当該資産の指標にかかる情報及び減損を認識した場合はその旨を記載

担当	大阪府財務部財産活用課経営管理グループ
電話	代表 06-6941-0351（内線 2284）
	直通 06-6210-9185